

条 例

学童保育所条例の一部改正

原案は、学童保育料を2千円引き上げ月額9千円にするものと、篠津第三児童クラブを増設するものです。

文教厚生常任委員会にて可決すべきものとされましたが、本会議にて動議が出され、篠津第三児童クラブの増設は認めるが、2千円の引き上げは白紙とする修正案が出されました。

議論の末、修正案が可決されました。

問 他の多子世帯減免も検討したうえで、2人目以降は7千円としたのか。

答 公の施設の利用料という考えから一律の保育料を設定した。しかし、家庭の負担を考慮し、2人以上入所している場合の軽減策として、2人目以降は7千円とした。

問 2千円の増額に対応できず、利用をあきらめ、保護されない子どもが出てくる心配があるが、どう考えるか。

答 市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯の一部まで、現行の減免制度の中で対応できると考える。利用者の実情に応じて、真摯に対応していく。

問 幼児教育・保育の無償化が始まる時期であり、なぜこのタイミングでの値上げなのか。

答 幼児教育・保育の無償化は少子化対策としての効果は考えられるが、学童保育料は国の考え方に基づき負担いただいている。5人に1人という利用であり、ご負担をお願いしたい。

問 値上げはやむを得ないが、保育の質は絶対に確保するということを保証してほしい。

答 保育の質が重要ということは認識している。そのための人材確保に努めるとともに、保育の質の維持・充実に努めてまいりたい。

※上記の問答は、原案に対するものです。

原案賛成討論（修正案反対）

28年度に指定管理に移行した時、費用が約3倍になり、従前の学童の運営から質・量とも安定した運営に変わった。使用料はこの時に上げるべきであった。また、児童福祉審議会発案時に市民に理解を求めるべきであった。受益者負担の観点から賛成します。

原案反対討論（修正案賛成）

学童保育料2千円の値上げ案は、①事前に利用者への説明がない②白岡市児童福祉審議会答申「高学年が入所を控える懸念」に対応していない③負担比率は国が軽く市や利用者が重い④篠津第三児童クラブの開設案も含まれる提案の仕方にも問題があり反対します。

修正案反対討論（原案賛成）

市の学童保育所の運営は、入所対象児童を小学6年生まで拡充するなど所要の努力がなされている。今後も学童保育のサービスを維持するためには必要な改定であると考えてるので、修正案には反対です。

修正案反対討論（原案賛成）

平成6年以降、市では学童保育料の見直しがなく、受益者負担の適正化による公平性の確保が必要であり、引き上げを先延ばしすることは待機児童の解消や子育て支援政策の取組を減速させる要因になりかねないので、修正案には反対します。

修正動議とは

本会議にて審議される議案(原案)の内容に賛成できない部分がある場合、その部分を議会の意思で改めることを議案の修正という。修正された議案(修正案)を修正動議という形式で提出することで、審議の対象となり採決まで行われる。具体的には、本会議中に議長から動議発言の許可を得て、動議の内容(修正案)を説明する。賛成者がいれば動議は成立し、修正案について審議される。その後、まず修正案から採決が行われ、修正案が可決されれば修正部分以外の原案について採決が行われる。修正案が否決されれば、改めて原案の採決が行われる。